Ⅲ　利用者負担額について

１保育所（園）・認定こども園 3 号認定の保育料

保護者の課税情報や世帯の状況をもとに保育料を算定します。

- ✧　保育料は3歳未満児クラス（3 号認定）の利用に発生します。
- ✧　３歳以上児クラスの利用は「幼児教育・保育の無償化」により保育料は無料です。

⑴利用者負担額（保育料）の算定（3歳児未満クラス・3 号認定）

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則にもとづき保育料を算定します。

（規則別表第 1 より）

各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児利用者負担額（月額）（円）	
階層	定　義 （金額は市民税課税世帯で利用者負担額算定に係る主宰者全員の市民税所得割額の合計額）	保育の必要量	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯（母子・父子家庭等※）	0	0
3	市民税非課税世帯（2階層以外）	0	0
4	23,500 円未満	6,700	5,300
5	23,500 円以上　48,600 円未満	9,700	8,300
6	48,600 円以上　57,700 円未満	11,400	10,000
7	57,700 円以上　72,000 円未満	16,400	14,400
8	72,000 円以上　97,000 円未満	20,300	18,300
9	97,000 円以上　113,000 円未満	24,300	22,300
10	113,000 円以上　134,000 円未満	29,300	26,300
11	134,000 円以上　148,000 円未満	33,700	30,700
12	148,000 円以上　169,000 円未満	38,100	35,100
13	169,000 円以上　193,000 円未満	41,400	38,400
14	193,000 円以上　237,000 円未満	45,900	42,900
15	237,000 円以上　301,000 円未満	47,900	44,900
16	301,000 円以上	49,400	46,400

- ✧　※「母子・父子家庭等」とは、ひとり親世帯や、児童と同居する障がい者（本人・父母・兄弟姉妹）がいる世帯をいいます。
- ✧　市民税所得割額は、寄付金控除や住宅借入金等特別控除など地方税法第 314 条の 6 に規定する調整控除額を控除する前の額となります。
- ✧　「3歳未満児」とは年度の初日に3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で3歳に達しても保育料は変更しません。

⑵国の特例制度や伊賀市の子育て支援による利用者負担額（保育料）の減額

下記①～⑥の場合、保育料が半額（100 円未満の端数は切り捨て）又は無料となります。

① 同一世帯から2人以上の児童が特定教育・保育施設等（保育所・幼稚園・認定こども園）へ入所しており、上から2人目の児童 ・・・半額

② 同一世帯から3人以上の児童が特定教育・保育施設等（保育所・幼稚園・認定こども園）へ入所しており、上から3人目以降の児童 ・・・無料

③ 市民税課税世帯であって、利用者負担額算定に係る主宰者全員の市民税所得割額の合計額が 57,700 円未満の世帯で、生計を一にする兄姉が1人いる（入所する児童が第2子になる）場合 ・・・半額

④ 母子・父子家庭等であって、利用者負担額算定に係る主宰者全員の市民税所得割額の合計額が 77,101 円未満の世帯 ・・・下の表のとおり

各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児利用者負担額（月額）（円）	
階層	定義 （金額は市民税課税世帯であって、利用者負担額算定に係る主宰者全員の市民税所得割額の合計額）	保育の必要量	
		標準時間	短時間
4	23,500 円未満	3,300	2,600
5	23,500 円以上　48,600 円未満	4,800	4,100
6	48,600 円以上　57,700 円未満	4,800	4,100
7	57,700 円以上　72,000 円未満	4,800	4,100
8	72,000 円以上　77,101 円未満	4,800	4,100

⑤ 母子・父子家庭等であって、利用者負担額算定に係る主宰者全員の市民税所得割額の合計額が 77,101 円未満の世帯で、生計を一にする兄姉が1人いる（入所する児童が第2子になる）場合 ・・・無料

⑥ 生計を一にする兄姉が2人以上いる（入所する児童が第3子以降になる）場合 ・・・無料

（1）と（2）の内容をまとめた算定早見表

クラス 年齢	世帯	所得割合算額	児童順位	利用者負担額
0～2 歳児 クラス	生活保護世帯	―	―	無料
	母子・父子家庭等	非課税	―	無料
		77,101 円未満	第1子	⑵④階層表に定める額
			第2子	無料
			第3子以降	無料
		77,101 円以上	1人目（入所）	⑴階層表に定める額
			2人目（入所）	半額
			第3子以降	無料
	その他世帯	非課税	―	無料
		57,700 円未満	1人目（入所）	⑴階層表に定める額
			第2子	半額
			第3子以降	無料
		57,700 円以上	1人目（入所）	⑴階層表に定める額
			2人目（入所）	半額
			第3子以降	無料
3～5 歳児 クラス	―	―	―	無料

※その他、伊賀市心身障がい児療育保育審査会で認定を受けた場合等は別途減額となりますのでお問い合わせください。

⑶利用者負担額等の切替え

利用者負担額（保育料）は毎年 9 月に最新の市民税額により見直します。
令和 9 年度における利用者負担額等の算定は、下記の年度における課税情報をもとにします。

令和 9 年 4 月から 8 月までの利用者負担額等　　・・・令和 8 年度の課税情報
令和 9 年 9 月から令和 10 年 3 月までの利用者負担額等・・・令和 9 年度の課税情報

その他、保育料の変更が生じる場合は、原則変更の申請や税額の更正があった翌月からとなります。

2 給食費（3歳以上児のみ）

伊賀市独自で実施している給食費無償化に伴い、市内外の保育所(園)、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳児クラス以上の児童の副食費(上限月額 5,100 円)、主食費（上限月額 1,000 円）が無償となっています。

そのため、子ども・子育て支援法施行規則第7条に定める副食費の徴収の免除に関する通知を行いません。